

松浦海区漁業調整委員会指示集

(R7.7.28現在)

目 次

●松浦海区漁業調整委員会指示第95号

(令和7年7月28日改正)

【 火光利用漁業の光力制限について 】

・指示の期間：令和7年8月12日から令和8年8月11日まで

●松浦海区漁業調整委員会指示第88号

(令和5年8月31日改正)

【 まだい幼魚の採捕禁止について 】

・指示の期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日

●松浦海区漁業調整委員会指示第89号

(令和5年8月31日改正)

【 定置漁業の保護区域及び漁具標識について 】

・指示の期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日

●松浦海区漁業調整委員会指示第90号

(令和3年8月31日改正)

【 まき餌釣りの禁止区域の設定について 】

・指示の期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日

●松浦海区漁業調整委員会指示第91号

(令和5年8月31日改正)

【 ウニの採捕期間の制限について 】

・指示の期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日

●松浦海区漁業調整委員会指示第92号

(令和5年8月31日改訂)

【 釣及び延縄における油づけえさの使用禁止について 】

・指示の期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日

松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 95 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、1 本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船 1 隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和 7 年 7 月 28 日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

- 1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し 1,000 メートルの線によって囲まれた区域（以下「当該区域」という。）においては、1 隻につき 6 キロワット以内とする。ただし、呼子大橋橋梁以東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北端を結んだ直線以南の当該区域においては、1 隻につき 3 キロワット以内とする。

2 指示の期間

令和 7 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 11 日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 88 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、松浦海区海面におけるまだい幼魚の採捕について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 31 日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

1 全長 11 センチメートル以下のまだいは、養殖用種苗として採捕してはならない。

2 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 8 9 号

松浦海区における定置漁業（第 2 種共同漁業の小型定置を含む）の保護区域並びに漁具標識について、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

1 保護区域

（1）定置漁業

免 許 番 号	漁業の 名 称	保護区域			漁場の位置	備 考
		前 面	後 面	沖 合		
松 定 第 1 号	雑 魚 落網漁業	1,100 メートル	250 メートル	350 メートル	唐津市神集島 黒瀬地先	通称 村張大敷
松 定 第 2 号	雑 魚 落網漁業	450 メート	50 メートル	150 メートル	唐津市鎮西町 加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷

（2）小型定置漁業（第 2 種共同漁業権）

免 許 番 号	漁業の 名 称	保護区域			漁場の位置	備 考
		前面	後面	沖合		
松 共 第 3 号	雑 魚 落網漁業	450 メートル	90 メートル	50 メートル	唐津市高島 北東側地先	通称 高島大敷
松 共 第 8 号	雑 魚 落網漁業	700 メートル	150 メートル	200 メートル	唐津市屋形石 竹の浦地先	通称 宮岬大敷

2 定置網（小型定置を含む）の保護区域の測定方法

保護区域の前面及び後面は垣網及びその延長線を基準として直角の方向に沖合は同直線上身網の沖の側から測定する。

3 保護区域内における漁業の制限

保護区域内においては、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

4 漁具標識の設置

定置網（小型定置を含む）の漁具敷設中は当該漁具の見易いところに、昼間にあっては免許番号、漁業の種類、漁業権者名（又は名称）を記入した90センチメートルの正方形赤旗を水面上1.5メートルの高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を設置しなければならない。

5 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 9 0 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、松浦海区海面における遊漁のまき餌釣りの禁止区域について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

1 禁止区域

地区	禁 止 区 域
①佐賀玄海漁協 浜崎支所管内	① 下の瀬（北緯33度28分2.3秒、東経130度01分57.1秒）を中心 に半径200m。 ② 沖の瀬（北緯33度27分53.3秒、東経130度01分37.9秒）を 中心に半径300mのうち松共第 1 号共同漁業権漁場内。 ③ コウハチダシ（北緯33度27分59.3秒、東経130度01分25.3 秒）を中心 に半径50m。
②佐賀玄海漁協 唐津市統括支所 管内	唐津市統括支所管内の共同漁業権漁場（漁港・港湾施設を 除く）。
③外津漁協管内	漁港区域 ア点【北緯33度30分52.9秒、東経129度50分50.4秒】 イ点【北緯33度30分42.8秒、東経129度51分06.2秒】 ウ点【北緯33度30分26.4秒、東経129度51分11.4秒】 を順次結んだ線。
④ 仮屋漁協管内	仮屋湾内三島神社【北緯33度28分21.5秒、東経129度50分 56.6秒】前周辺岸壁。

2 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号

松浦海区内におけるウニ（アカ、バフン、ムラサキの各種を含む）の乱獲を防止し、資源保護のため、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

1 採捕禁止期間

- （1）アカウニ、バフンウニは 1 1 月 1 日から翌年 2 月末日まで
- （2）ムラサキウニは 7 月 1 日から 1 2 月 2 0 日まで

2 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 9 2 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、松浦海区内における釣及び延縄による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

1 松浦海区において釣及び延縄の餌料として、油づけえさ（油いか等の油性餌料の一切をいう。）の使用を禁止する。

2 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで。